

岐阜県公報

第二千七百二十七号
平成二十八年三月一日
(火曜日)

目次

規則

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則

(自然環境保全課) 二二五^頁

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 二二五

道路の供用開始

(同) 二二七

車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定

(同) 二二七

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定

(同) 二二七

公示

平成二十八年度岐阜県警察官A採用試験の実施

(人事委員会) 二二八

規則

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則(平成十五年岐阜県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第六号中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 岐 阜 県 道 | | | | | | | | | | 道の種類 | | |
|----------|--|-------------|--|---------|--|-------------|--|----------|--|-------------|--|---------------------------------|
| 岐 阜 南 線 | | | | | | | | | | 路線名 | | |
| | | | | | | | | | | 区 間 | | |
| 後 | | 前 | | 後 D | | 前 C | | 後 B | | 前 A | | 別前変区 後更更域 |
| 二五八番地先まで | | 同 郡同 町同 三丁目 | | 二〇番地先まで | | 同 郡同 町同 四丁目 | | 一〇〇番地先から | | 羽島郡岐南町徳田四丁目 | | 敷地の幅員 (メートル) |
| 二四〇 | | 二四〇 | | 二五〇 | | 一三六〇 | | 五九〇 | | 五九〇 | | |
| 六・三 | | 三・〇 | | 四・三 | | 八・七 | | 五・〇 | | 三・〇 | | 備考 A、B、C、Dは、関係する敷地の表示面を分ける区画 |

岐阜県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 岐 阜 県 道 | | 道の種類 |
|-----------|----------|-----------------|
| 和 良 佐 線 | | 路線名 |
| | | 区 間 |
| 後 | 前 | 別前変区 後更更域 |
| 八二 一五二 | 六五 二〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 九四・九 | 九四・九 | |
| | | 備考 |

岐阜県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 岐 阜 県 道 | | 道の種類 |
|-----------|----------|-----------------|
| 和 良 佐 線 | | 路線名 |
| | | 区 間 |
| 後 | 前 | 別前変区 後更更域 |
| 八二 一五二 | 六五 二〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 九四・九 | 九四・九 | |
| | | 備考 |

| 県道 | |
|---------------------------|----------------------|
| 平安 田八 線 | |
| 安八郡安八町中字大淵一 〇四〇番一地从先から | 同郡同町同字同 〇四三番四地先まで |
| 前 | 後 |
| 一六〇 | 一六〇 二五〇 |
| 四三〇 | 四三〇 |

岐阜県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 | 備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか） |
|-------|--------|----------------------------|----------|--------------|------------------------|
| 一般国道 | 二百五十六号 | 郡上市八幡町旭字堀越一〇一 二番一六一地先地内 | 一・五 | 平成 二六・三・一 | 平成 二六・一・元 |

岐阜県告示第九十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成二十八年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 指定年月日 |
|-------|-----|---|--------------|
| 県道 | 高山線 | 高山市国府町金桶字小屋ノ下三九四番三地 先から 同 市冬頭町一〇六四番地先まで | 平成 二八・四・一 |

岐阜県告示第九十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十八年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 指定年月日 |
|-------|-----|---|--------------|
| 県道 | 高山線 | 高山市国府町金桶字小屋ノ下三九四番三地 先から 同 市冬頭町一〇六四番地先まで | 平成 二八・四・一 |

二 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する

| | | | | | |
|----------------|-----------|-----------|---------------|------------------------|-------|
| <p>警察官採用試験</p> | | 試験名 | <p>採用予定人員</p> | <p>警察官A (女性) 十五人程度</p> | |
| | | 試験区分 | | | |
| 警察官A (男性) | 警察官A (女性) | 警察官A (男性) | 警察官A (女性) | 七十人程度 | 七十人程度 |

| | | | |
|--|---|-----------|--|
| <p>この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。</p> <p>一 試験名、試験区分及び採用予定人員</p> <p>岐阜県人事委員会 委員長 廣 瀬 英 二</p> | <p>平成二十八年年度岐阜県警察官A採用試験の実施</p> <p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十八年年度岐阜県警察官A採用試験を次のとおり実施します。</p> <p>平成二十八年三月一日</p> | <p>公示</p> | <p>3 道路情報の収集</p> <p>道路の状況は、工事の実施状況等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。</p> |
|--|---|-----------|--|

| | | | | |
|---|--|--|---|------------------------|
| <p>二 職務内容</p> <p>警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。</p> <p>三 受験資格</p> | <p>試験区分</p> <p>警察官A (男性) 警察官A (女性)</p> | <p>試験</p> <p>警察官A (男性) 警察官A (女性)</p> | <p>資格</p> <p>平成二十八年十月一日の採用に応じられる者で、次に掲げるもの</p> <p>一 平成二十八年四月一日における年齢が三十一歳未満で、大学を卒業した者又は平成二十九年三月までに卒業する見込みの者</p> <p>二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> | <p>警察官A (女性) 十五人程度</p> |
|---|--|--|---|------------------------|

| |
|--|
| <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。</p> <p>1 日本の国籍を有しない者</p> <p>2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>4 岐阜県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者</p> <p>5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。</p> <p>四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表</p> <p>1 第一次試験</p> |
|--|

| | | | |
|------|----|------------|------------|
| 検査項目 | 検査 | 警察官 A (男性) | 警察官 A (女性) |
| | 基準 | 警察官 A (男性) | 警察官 A (女性) |

(一) 日時及び場所
平成二十八年五月八日(日)午前八時三十分から、岐阜市において行います。

(二) 方法
(1) 教養試験
大学卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間三十分にとわって行います。

(2) 作文試験
表現力、思考力等について試験を行います。

(3) 資格加算
なお、この試験は第二次試験として評価します。

英語、柔道又は剣道における資格の調査を行います(資格を証明する資料の写しの提出を求めます。)

(三) 合格者の発表
平成二十八年五月十六日(月)(予定)に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験
第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所
平成二十八年六月上旬から六月下旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。

(二) 方法
(1) 身体検査
次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

| | | |
|-----|----------------------------------|--------------------|
| 身長 | 一六〇センチメートル以上であること。 | 一五〇センチメートル以上であること。 |
| | 四七キログラム以上であること。 | 四三キログラム以上であること。 |
| 胸囲 | 七八センチメートル以上であること。 | |
| 視力 | 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。 | |
| 色覚 | 職務遂行に支障がないこと。 | |
| その他 | 職務遂行に支障のない身体的状況であること。 | |

(2) 体力検査
敏しょう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います。
(検査予定種目 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力及び二十メートルシャトルラン)

(3) 口述試験
人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験
社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査
職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査
職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。(所定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者の発表
第一次試験及び第二次試験の成績並びに受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、平成二十八年七月中旬(予定)に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により可否結果を通知します。

五 合格から採用まで
1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載され

た後、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦されて採用者が決定されます。採用予定日は、原則として警察官A（男性）及び警察官A（女性）が平成二十八年十月一日、警察官A（男性）及び警察官A（女性）が平成二十九年四月一日です。

ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に登録された者が全て採用されるとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、六か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就くこととなります。

六 給与等

平成二十八年度新規採用者の初任給は、大学卒業で二十万九千九百円（予定）が支給され、原則として毎年一回定期昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されません。

七 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、県事務所等で配布するほか、岐阜県庁ホームページから入手することができます。

岐阜県庁ホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/gifuken-keisatu/saiyo/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った返信用封筒（宛先明記の角形二号封筒）を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験する試験区分（「警察官A（男性）受験」、「警察官A（女性）受験」、「警察官A（男性）受験」又は「警察官A（女性）受験」）を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留により、

〒五〇〇 八五〇一（住所不要）岐阜県警察本部警務課宛

郵送してください。

なお、受験票は、申込受付後に郵送しますので、必ず申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を指定された場所に貼り、第一次試験当日に持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十八年三月十八日（金）から四月十五日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除きます。

郵送の場合は、四月十五日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

八 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

九 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八 二七二 八七九六）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七一 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。